

政府統計の現状と将来のあるべき姿

学術の視点からの提言

平成 16 年 12 月 14 日

日本学術会議

学術基盤情報常置委員会

この対外報告は、第 19 期日本学術会議 学術基盤情報常置委員会が、第 3 部経済統計学研究連絡委員会・「経済センサス」(仮称)の日本の統計調査体系の中での意義とあり方の検討小委員会の審議協力を得て取りまとめたものである。

学術基盤情報常置委員会

委員長	松田芳郎	日本学術会議第 3 部会員、東京国際大学経済学部教授
幹事	野上修市	日本学術会議第 2 部会員、明治大学法学部教授、図書館長
幹事	堀内 博	日本学術会議第 7 部会員、東北大学名誉教授
委員	松尾正人	日本学術会議第 1 部会員、中央大学理事、文学部長
	袖井孝子	日本学術会議第 1 部会員、お茶の水女子大学人間文化研究科大学院客員教授
	猪口 孝	日本学術会議第 2 部会員、東京大学東洋文化研究所教授
	廣松 毅	日本学術会議第 3 部会員、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
	赤岩英夫	日本学術会議第 4 部会員、国立大学法人千葉大学監事
	武市正人	日本学術会議第 4 部会員、東京大学大学院情報理工学研究所科長
	大坪英臣	日本学術会議第 5 部会員、法政大学教授
	架谷昌信	日本学術会議第 5 部会員、愛知工業大学工学部教授
	中野政詩	日本学術会議第 6 部会員、ソイルサイエンス総合研究所代表
	大川秀郎	日本学術会議第 6 部会員、福山大学生命工学部教授、
	紫芝良昌	日本学術会議第 7 部会員、国家公務員共済組合連合会三宿病院前院長
	宮澤 彰	情報学研究連絡委員会学術文献情報専門委員会委員長、国立情報学研究所教授

経済統計学研究連絡委員会

委員長	松田芳郎	日本学術会議第 3 部会員、東京国際大学経済学部教授
幹事	森 博美	法政大学経済学部教授
委員	清水雅彦	慶應義塾大学経済学部教授
	濱砂敬郎	九州大学大学院経済学研究院統計学研究室教授

経済統計学研究連絡委員会

「経済センサス」(仮称)の日本の統計調査体系の中での意義とあり
方の検討小委員会

委員長	廣松 毅	日本学術課会議第3部会員、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
委員	松田芳郎	日本学術会議第3部会員、東京国際大学経済学部教授
	柳川 堯	日本学術会議第4部会員、久留米大学バイオ統計センター所長
	清水雅彦	慶應義塾大学経済学部教授
	濱砂敬郎	九州大学大学院経済学研究院統計学研究室教授
	森 博美	法政大学経済学部教授

政府統計の現状と将来のあるべき姿

学術の視点からの提言

要 旨

1．政府統計の意義と現状の問題点について

政府の統計調査は、研究者や民間の組織では出来ない、国民全体に強制力を持った公権力の行使の一環として全国統一的に実施されます。しかし、国民が正直に答えられているかは、虚偽申告や報告拒否に対して処罰規定があるからではなく、国民が政府を信頼し、回答することが義務であると思っていて、始めて正確な統計として実現するものです。

全国に亘る統一的な信頼性の高い調査結果であり、政府が歪曲したり捏造したものでないと信頼されることは、政府統計が行財政の基礎的なデータであるための必要条件であります。それはまた学術研究にも不可欠なものであり、しかもその調査結果のもっと多様な利用が可能はずです。日本学会議は、統計審議会の平成7年の答申「統計行政の新中長期構想」で示された新たな開示形態の実現を求めて対外報告としてこれまで意見を公表してきました。

現在、政府統計のあり方自体をめぐって政府部内でそれぞれ異なった3つの組織で、異なった角度からの検討がなされています。

すなわち 統計審議会と各府省統計主管部局長等会議と、内閣総理大臣の諮問機関としての、経済財政諮問会議と 規制改革・民間開放推進会議の二つの会議であります。

この検討に当たっては、その重要性に鑑み専門家の意見を聴取し科学者コミュニティーとも密接な連関をもって相互に矛盾しないように体系的検討することが必要です。政府部内の独立した組織の検討がそれぞれ矛盾することなく整合的な結論が得られるように組織化されることが最も重要です。その上で、社会的公共財としての検討のあり方に望ましい結論が得られることを望みます。

2．政府統計の実査の民間開放の検討に係わる問題点について

平成9年12月3日の「行政改革会議最終報告」では、民間委託の推進すべきものの中で情報処理等の計算機処理と農林統計等と例示していますが、それは坪刈に見られるような客観的に測定可能なものにふれていただけでしたが、今回の規制改革・民間開放推進会議では、さらに拡大して指定統計を含む政府統計もまた民間に開放されるべきものとして検討しているようです。行政改革で考えられていた統計情報の情報処理工程と統計調査の実

査とは異なる概念です。しかも国勢調査などの公権力を持って正確な回答を義務付けている指定統計（統計法の規定による）は、その指定統計の多くは正確性を維持するために、現行の臨時国家公務員としての統計調査員で担われています。この実査を民間委託することは慎重な検討を要すると考えられます。無論行政改革の定めた統計調査のデータ処理過程での入力業務や印刷等はこれまでも民間にかなりの部分発注していますし、その拡大の検討することに異議を申すわけではありません。しかし調査の設計と実査に関しては異なります。

特に国勢調査は、かつて西ドイツでの1983年の中止の失敗の例にもありますように一度国民の信頼を失いますとその回復には長い年月を必要とすると思われれます。明平成17年の第18回国勢調査の実施を控えて、市場化テストに含めるかどうかについては、専門家の意見をも徴して慎重に検討されることを期待いたします。

3. 政府統計の調査体系の抜本的見直しとあるべき姿について

統計調査の民間開放が行政経費の削減のためであるならば、それより先に試みられるべきものは、政府の各種行政記録の統計目的のための開示であります。欧米諸国においては、名称、所在地等は、付加価値税のインボイス情報をはじめとして、統計部局には開示され、被調査者の個別統計調査結果情報はそれらの徴税部局には開示されないという原則で運用されております。

統計審議会が平成7年答申「統計行政の新・中期構想」で行政記録の活用を答申以来この問題には進展がみられません。

現在政府の統計関係部局で計画されている「経済センサス（仮称）」を効率的に実施するためにも、かかる行政記録の活用が考えられるべきであります。

さらに統計調査員制度自体を見直しての効率化するためには現行の分散型統計調査体系から集中型統計調査体系を視野にいれた改革が必要であります。それには現行の指定統計、承認統計、届出統計を規定している統計法、統計報告調整法を、現在の統計調査環境の中で、法改正も辞さない姿勢で検討する必要があります。

そのような再検討の過程で当然現在の国民経済計算統計など加工統計も、その精度向上のため、より一次統計の作成部局と密接に一体化して作成する方向に進むべきであり、作成基準を含めて根拠法を明確にする必要があります。

政府統計の現状と将来のあるべき姿

学術の視点からの提言

1. 政府統計の意義と現状の問題点について

〈 政府の統計調査は、研究者や民間の組織では出来ない、国民全体に強制力を持った公権力の行使の一環として全国統一的に実施されますが、それも実態は報告拒否に対して処罰規定があるからではなく、国民の政府に対する信頼と義務感に裏付けられて始めて正確な統計として実現するものです。全国に亘る統一的な信頼性の高い調査結果であることは、政府統計が社会的な必要を満たす公共財としての必要条件であります。それは学術研究にも不可欠であり、その調査結果のもっと多様な利用を求めて日本学術会議は統計審議会の「統計行政の新中長期構想」で示された新たな開示形態の実現を求めて対外報告としてこれまで意見を公表してきました。

現在、政府統計のあり方自体をめぐって政府部内でそれぞれ異なった3つの組織で異なった角度からの検討がなされています。すなわち 統計審議会と各府省統計主管部局長等会議と、内閣総理大臣の諮問機関としての 経済財政諮問会議と 規制改革・民間開放推進会議の二つであります。しかし問題は一次統計としての統計調査だけではなく加工統計である国民経済計算体系にも及ぶ問題でありかつ国際条約に拘束される地球的広がりをもった問題であります。

この検討に当たっては、その重要性に鑑み専門家の意見を聴取し科学者コミュニティとも密接な連関をもって検討し、政府部内の独立した検討がそれぞれ矛盾することなく整合的な結論が得られるように組織化され、望ましい結論が得られることを望みます。〉

政府統計のあり方とその開示形態に関しては、政府統計以外では社会に提供できない独自の理由から、慎重に検討する必要があります。すなわち、政府統計は、センサスだけでなく各種の標本調査についても、その大半が全国を対象として統一的な調査実施計画の下に実施することで、日本全体の構造や現実を反映した統計を作成し提供することを社会的使命としております。従って、個々の研究者や民間の組織では実施可能な統計でなく、他に代替することが出来ないものであります。そのことから、日本学術会議では、これまでその学問的意義を含めて慎重に検討し、各種の要望をとりまとめて提言してきました。

特に、第 18 期においては、統計審議会平成 7 年答申「統計行政の新中長期構想」で 2-3 年を目途として実現を勧告していた、一次資料の有効活用について、未だに十分な対応がなされていない現状を深く憂慮して、「情報化社会における政府統計の一次データの提供のあり方について」〔平成 13 年 7 月 23 日〕と題する対外報告を学術基盤情報常置委員会として取りまとめて、広くその実現を訴えました。そして、現在も、政府統計のあるべき姿に関してさらに幅広い観点に立って、種々の問題の検討を継続しています。第 19 期ではさらに、経済統計学研究連絡委員会において「統計行政の新たな展開方向」(平成 15 年各府省統計主管部局長等会議申し合わせ)で提起されている「経済センサス(仮称)」をめぐって、そのあり方を検討する小委員会「『経済センサス』〔仮称〕の日本の統計調査体系のなかでの意義とあり方の検討小委員会」を設置し、政府統計のあるべき全体像を視野に入れて、検討を重ねてまいりました。

今回、この経済統計学研究連絡委員会とその小委員会の審議協力を得て、学術基盤情報常置委員会として、現時点での政府統計をめぐる問題点の総括と検討すべき論点を取りまとめて提言の形で対外報告とする運びとなりました。具体的には、(1) 統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」がなされた後、統計審議会が法施行型に移行した状況を踏まえて、政府統計全汎に亘る「新中・長期構想」替わるべき構想を審議会では検討できず、政府機関内部で「統計行政の新たな展開方向」と題して各府省統計主管部局長等会議の申しあわせとして公表されました。そのこと自体は高く評価するものの、かつての統計審議会の建議・諮問答申といった手続きでなされた構想に完全に代置することが可能なほど大胆にあるべき構想を描ききっているか、特に注目すべき「経済センサス(仮称)」の提起をどこまで熟したものとして練り上げられているかを含めて、この「新展開」をどの様に評価するべきかについても検討してまいりました。また内閣総理大臣の諮問機関として設置された二つの諮問会議での統計に関する検討、すなわち(2)「経済財政諮問会議」においての現在統計の見直しを開始している事実と、他方(3)「規制改革・民間開放推進会議」でもまたその中間とりまとめのなかで統計調査に関して検討するという事態になっております。これらの二つの総理大臣の諮問機関の検討と総務大臣所管の統計審議会とその関連組織での検討に対して、科学者コミュニティとしてどのように関わり発言すべきかは、政府統計が学術研究の基本的資産としての公共財であることから考えても、必須なことであると認識して検討してきております。

単に政府統計が学術の視点から重要であるだけでなく、これら 3 つの組織の検討はいずれも時限を切って進行中のものであり、しかも相互に複雑に絡み合っているにもかかわらず、その検討の過程は十分に相互の連携でなされているとは、開示されている情報からでは言いがたいだけでなく、公表されている限りでは、今後全体としてどのような像を結ぶべきか調整されているとは言いがたいように見えます。したがって将来の政府統計のあり方を政府部内でどのように考えているのかは、今のところ明瞭ではありません。

政府部内においても、是非、今回の日本学術会議からの提言を考慮に入れて、統計審議

会（現行の法施行型審議会として）、経済財政諮問会議、規制改革・民間開放推進会議が、以下に述べるような理由で、それぞれ独立に統計調査とその体系を議論するのでなく、しかも、一次統計である調査統計に加えて加工統計である国民経済計算体系の作成をも視野にいれ、総合的に検討されるようにしていただきたい。特に、この国民経済計算体系は、一次統計のあり方と密接不可分でありながら、内閣府の中に設けられた国民経済計算調査会議でこれまた別途検討されているに留まっています。

科学者コミュニティとして、これらの錯綜する方向に対して適切な発言をしなければ、政府統計という現在の日本の学術研究に基礎データを提供する学問的基盤に不備を生じる可能性があります。それだけでなく、将来の世代にも残されるべき公共財であるだけに、相互に矛盾するような形で、場当たりの検討で現在の統計体系が分断されることになった場合は、悔いを千載に残す可能性があるからであります。

なぜならば、政府統計は、近代国家形成の際に国家の存続基盤としての情報収集の一環として位置づけられてきたものであり、政府による公権力の行使が可能であるとの前提に立って、国民の協力のもとで成立するものとして調査が設計・実施されてきた経緯があります。したがって、国勢調査（各国では Population and Housing Census の名で呼ばれることが多い）に代表されるような指定統計（統計法で規定された主要な統計）は、国民に対しては強制的な報告義務を課し、他方政府機関に対しては、その作表形式を含めた公表形態にいたるまで事前に定めて、政府が自己の都合の悪いデータを隠匿できないような仕組みを作り上げ、単に法律で処罰規定まで備えた公権力の行使ではなく、その編成に国民が理解を示して協力し、いずれの国においても国家的な行事として実査を営むことが定着してきたものであります。したがって、前述のように民間組織や個々の研究者が実施するものでは決して在りません。なぜなら民間の行う統計調査や実態調査では、仮に謝礼に動かされた協力者がいたとしても、必ずしも高い回答率をえることが出来ないのが実態であるからであります。

周知のように、日本の政府統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号として、明治 35 年法律第 49 号国勢調査法及び大正 11 年法律第 52 号統計資料実地調査に関する法律、ならびに昭和 4 年法律第 53 号資源調査法に替わるものとして制定された）によって規定される指定統計調査と届出統計調査、および統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）によって規定される承認統計調査から構成される一次統計と、産業連関表、国民経済計算等の加工統計とで成り立っています。統計調査の企画・立案は分散型統計調査体系で各省庁によってなされ、実査の過半は地方自治体に対する法定委託事務として行われております。

しかもこれらの政府統計の多くは、日本の国内問題だけではなく日本の批准した昭和 27 年条約第 19 号「経済統計に関する国際条約」に準拠したものであります。したがってその正確性がどのように維持されるかは、グローバル化する社会の中で国際的関心の下にもあります。このような国際的な点にも留意する必要があります。

2. 政府統計の実査の民間開放の検討に係わる問題点

《 規制改革・民間開放推進会議では、政府統計もまた民間に開放されるべきものとして検討されています。しかし国勢調査などの公権力を持って正確な回答を義務付けている指定統計(統計法の規定による)は、その正確性を維持するために、現行の臨時国家公務員としての統計調査員以外に実査を民間委託することは慎重な検討を要するものと考えられます。無論統計調査の過程での入力業務や印刷等はこれまでも民間にかなりの部分発注されていますしその拡大の検討することに異議を申すわけではありません。しかし調査の設計と実査に関しては異なります。

特に国勢調査は、かつての西ドイツの失敗の例にもありますように一度国民の信頼を失いますとその回復には長い年月を必要とすると思われれます。明平成17年の第18回国勢調査の実施を控えて、市場化テストに含めるかどうかは、専門家の意見をも徴して慎重に検討されることを期待いたします。》

ところで、内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革・民間開放推進会議」は、平成16年12月を目途として第1次答申を取りまとめるべく、平成16年8月3日に「中間とりまとめ」を公表し、「官業の民間開放の抜本的な推進」に向けてその検討が行われています。その中の「統計調査、製造等」の項目の一つとして、政府の行う統計調査についても「必ずしも官で行われる必然性はない」として議論しています。ここで、どのような公共財の提供が民間開放になじむのかという一般論を提起するわけではありませんが、政府統計の基幹的部分、すなわち統計法で指定されている指定統計等については、果たして民間開放が原理的にまた法制度的に可能なのかを、本格的に検討する必要があります。

政府統計は、行政のためだけでなく広く国民の利用に供せられるとともに、学術研究の不可欠な研究資料の一つであり、科学者の研究基盤をなすものだけに、幅広い観点から慎重にされるべき性格を持っています。特に、「規制改革・民間開放推進会議」の委員の解説によれば、国勢調査(指定統計第1号)も視野に入れて調査事務(実査)を民間に開放することを検討しているとのことですが、学術的な観点からも慎重な検討が望まれます。

周知のように、日本の議会の議員定数・地方公共団体等の議会の議員定数等についてはそれぞれ法律により確定しなければならないとしており、その根拠法では、その算定基準を国勢調査による人口データ、各歳別人口等を基本的なデータとすることを規定しております。それだけでなく、地方交付税の算定根拠等の各種行政の基本データとしても、いわゆる「法定人口」として国勢調査は広く使用されていることは説明の要がないほどであります。さらに国勢調査は、各種標本調査の標本抽出枠(フレーム)として、標本調査の正確性を維持する基本情報となっています。この国勢調査が正確な人口把握に失敗すると、我が国の政府は、失業率や物価指数や国内総生産(GDP)など政策立案運営に必

要な手立ての正確性を失う危険性があります。

従って、そのデータは第一義的に信頼しうるものである必要があります。前述のように、国勢調査は明治35年公布の法律を基に、明治37年を第1回として実施されるはずであったのが諸般の事情により実施不能となり、初回は大正9年まで延期することを余儀なくされましたが、その実施と信頼性の確保は、第1回の大正9年(1920年)以来、敗戦時の昭和20年を除き、5年ごとに実施することで可能になったと考えられます。その間、政府だけでなく、広く国民各層の協力が得られたからであります。

国勢調査データの信頼性を保つため、統計調査員については、臨時国家公務員の身分を保障するとともに、国民だけでなく在住外国人に対しても、統計法により虚偽申告・調査拒否に対する罰則規定を設けております。これを民間委託した場合には、その調査員の身分と調査拒否者の関係がどのような法的関係で調査に協力を求めうるのかに関しては、極めて複雑な法的関係を規定しなければならないだけでなく、国民各層に国家的事業として認識されている国勢調査に対す協力意識の維持に絶大な影響があると想定されます。「規制改革・民間開放推進会議」での議論にあるように「駐車違反取締りの業務の民間委託を認めた道路交通法の改正のように、みなし公務員規程」で可能であると考えるのは無理であります。違反要件のように客観的に定義可能なものと同列に扱って、調査拒否・虚偽申告に対して、罰則適用のための起訴まで行いうるかという問題があるからです。¹⁾

国勢調査にとどまらず、政府統計全般において調査票の印刷、入力処理のように民間発注可能なものは、すでに実行されております。ここでは、さらに一歩進めて「民間業務委託」ではなく民間に発注することが可能な業務がありうるかを検討することに問題ありとするわけではありません。しかし現行の実査の工程をすべて民間に委託することが可能であるとは考えられません。また全国的に等質な調査を前提として制度設計されている調査、特に指定統計に関して、「部分的な市場化テスト」を行うことは国民の協力意識のもとで成り立っている現行の政府統計調査の状況を危うくします。²⁾

明年(平成17年)の10月1日には第18回国勢調査が実施されます。そのためにすでに3回の試験調査を終え、円滑に実施されるための啓発・広報活動を目前に控えて、国勢調査に対する信頼が損なわれるようなおそれがある提案がなされるとすれば、きわめて遺憾なことです。周知のように西ドイツでプライバシー保護の観点から日本の国勢調査に相当する人口センサスが実施予定の1983年に実施が不可能になったことがあり、結局1987年に実施したとはいえ、その後遺症は長く尾を引いております。一度国勢調査のあり方に疑義が持たれ国民の信頼を失った場合いにはその回復には長い時間を要すると思われ*。

政府の実施している基幹的統計について、実査の民間委託については、これまで海外においても、特に欧米先進国においても種々の経験から不適切であると考えられております。^{**}それは、統計調査の実施の全般的過程のなかで、民間委託可能な事項の検討とは全く別個の次元の問題であります。今後、規制改革・民間開放推進会議で検討されることがある場

合においても、政府統計が国民の共有財産であり、研究者の学問的基盤である視点に十分に配慮され、専門家からの意見を徴する等慎重に対処されることを強く希望します。

注) *濱砂(1990) **UN(1980) 濱砂(2000) 川崎(2004)

補注：

1) 統計調査員に関しては、現在の臨時の用務限定の国家公務員化している場合でも、被調査者の個人情報に関するプライバシー意識は高くなる一方で、封筒密封方式を被調査者の要求に応じて取るようにしているが、このような封入には記載漏れ等が多いことが明らかになっています。したがって最大の信頼を確保することが必要です。これまで農村部では、近所の顔見知りの調査委員が良い、都市部では、近所の人でない方が良いといった調査環境の実態調査結果がでています。しかも近年の都市の治安の悪化、詐欺の横行は目に余るものであり、民間調査会社の調査員であるということでの拒否率の高まりは十分予測できます。これらは実態的な問題です。また仮に違反者に対する処罰規定の適用という問題になりますと、調査員の個人裁量の余地がないように客観的に確定されることが必要になります。このような要件をみなし公務員制度で維持できるとは考えられません。

2) 平成9年12月3日の行政改革会議の最終報告では、「行政機能の減量(アウトソーシング) 効率化等、2. 減量(アウトソーシング)の在り方、(4) 民営化、民間委託等の推進」と題する項目において、「民間委託の推進、ア これまでも、以下に掲げる業務については、民間委託が進められてきているが、今後にあっては、個々の業務における部分的な委託のみでなく、一連のまとまりとして、包括的に民間に委託する手法を積極的に採用すべきである。(民間委託が考えられる事務・事業)」として、統計調査に関連して、次の2項目が示されている。すなわち、

「・情報処理、統計の処理(集計、データベースの作成・提供等)」

「・各種調査(統計調査*、資料収集、分析等)

* 農林統計等の調査(実査等)」

と記されている。ここで、前者は、いわゆる計算機処理と呼ばれるものであり、これまでも政府部内で外部委託も行われているものであり、積極的に進めることができるものである。しかし後者は、統計調査のなかでも農林統計が例示されているのに明らかかなように作物統計の坪刈調査のような、客観的な測定が可能な分野が中心と見るべきであり、国勢調査のような、人々の申告による調査と解釈することは無理であると思われる。

3. 政府統計の調査体系の抜本的見直しとあるべき姿について

《 統計調査の民間開放が行政経費の削減のためであるならば、それより先に試みられるべきものは、政府の各種行政記録の統計目的のための開示であります。欧米諸国においては、名称、所在地等は、付加価値税のインボイス情報をはじめとして、統計部局には開示されるが、逆に個別の統計情報はそれらの徴税部局には開示されないという原則で運用されております。現在計画されている「経済センサス（仮称）」を効率的に実施するためにも、かかる行政記録の活用が考えられるべきであります。

さらに統計調査員制度の効率化のためには現行の分散型統計調査体系から集中型統計調査体系を視野にいれた改革が必要であり、それには現行の指定統計、承認統計、届出統計を規定している統計法、統計報告調整法を現在の統計調査環境の中で、法改正も辞さない姿勢で検討する必要があります。

そのような再検討の過程で当然現在の国民経済計算統計など加工統計も、その精度向上のため、より一次統計の作成部局と密接に一体化して作成する方向に進むことを検討すべきであります。》

今回の規制改革・民間開放推進会議で統計が見直し項目の一つとして取り上げられている背景には、その効率化による行政経費の削減があるものと思われます。この点でいえば政府統計の効率化を図るための見直しとしては、政府統計の実査の民間開放の可能性の検討より先に、政府の各種行政記録の統計作成のための情報として統計作成部局への開示が先に検討されるべきものではないでしょうか。

国際的には、主要各国において政府の各種行政記録として得られた個別情報（例えば、名称、所在地等）は統計作成部局には開示される一方で、統計情報として得られた個別情報は逆に一般行政機関には開示されないという、いわゆる統計情報の守秘義務が一般原則として確立しています。一例を挙げると、付加価値税のインボイス情報から得られる企業等の名称・所在地などはこの種類の行政記録情報であります。（アメリカ合衆国では統計調査用標準事業所固有番号、SSELP: Standard Statistical Establishment List Program やフランスのSIRENREなどそのような編成はほぼ国際的標準となっています。*)¹⁾ それらは、前述の「統計行政の新たな展開方法」で提唱されている経済センサス（仮称）を近い将来に実現するためにも、その効率的な名簿整備の第一歩として最も望ましい情報源の一つであります。

他方、現在の日本の統計調査の効率化という観点からは、現行の統計調査員制度の効率化の必要性を否定するものではありません。ただ、そのような効率化を抜本的に進めるには、現在の分散型統計調査体系の見直しも必要となりますが、現在の状況では、各種統計調査の統合と一元的管理が政府統計のあるべき姿からも、望ましいといえます。その実現

を齟齬なく達成するには、現行の指定統計・承認統計・届出統計の見直しが必要であり、それは、統計法と統計報告調整法の両者を現実の統計調査環境の中で見直すことに帰結します。

さらにこのような調査統計は、統計調査結果として重要なだけでなく、国民経済計算体系の基礎資料としても重要であります。国民経済計算体系の沿革は、大正10年に国際連盟から8大工業国決定問題参考資料の提供を要請されたことにより「[第1次世界大戦]戦前戦後に於ける国富統計」を作成したのに遡り、大正13年、昭和5年、昭和10年に国富・国民所得統計のための調査を行い、推計作業を行ったものであります。その際、一次統計の作成と切り離すことなく行われてきた実績もあることを考慮に入れると、現行の内閣府にある国民経済計算体系作成部局は、より緊密に一次統計との整合性を図る必要があります。それには、国民経済計算体系の枠組を規定する産業連関表が、統計局統計基準部を窓口にして、10府省連合作業で作成されていることを範とすることを検討されるべきであります。

現在の日本のように統計調査作成部局と切り離されて国民経済計算体系を編成している国はありません。このことは国際連合の統計部の調査の結果からも明らかであります。^{**2)} 国民経済計算体系のような加工統計に関しても、その作成基準を含めて根拠法を明示する形にするべく、法改正も視野に入れて検討されるべきであると思われます。

注) *松田(1991)、清水・宮川(2003)、** UN(1989)[資料16]

補注：

- 1) S S E L Pは最近の各国の名称に合わせて Business Register と呼ばれている。その他でも、カナダ、オランダ等の欧米主要諸国だけでなく、アジアでは、シンガポール等増えてきており、日本のみが取り残される可能性すらあります。
- 2) 参考資料注15に示されるように、連合王国、カナダ、フランス等統計行政の先進諸国は一元化されており、アメリカ合衆国の場合は、国民経済計算の作成は経済分析局 Bureau of Economic Analysis で行っており、実査は分散統計調査体系なので幾つかの省に跨っておりますが、最も主なものは国勢調査にあたる人口センサスと経済センサスを所管するのはセンサス局 Bureau of Census であり、それは商務省 Department of Commerce の中に包括されていて、同じ省の中であり極めて密接な関係で編成されています。分散型ですが、労働省労働統計局が今ひとつ有力な統計局であり、実態的には分散型というよりは2統計局体制であり、所掌範囲の広い商務省のなかに、実態的には一元化されていると行ってかまいません。アジア諸国では、韓国統計庁、中国国家統計局、インドネシア統計局などを例示的に挙げる事が出来ます。

参考資料

1. 日本学術会議学術基盤情報常置委員会「情報化社会における政府統計の一次データの提供形態のあり方について（対外報告）」（平成13年7月23日）
2. _____ 「行政改革と各種施設等独立行政法人化の中での学術資料・標本の管理・保存専門職員の確保と養成制度の確立について（対外報告）」（平成14年3月12日）
3. _____ 「学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度の整備について（対外報告）」（平成15年6月24日）
4. 統計審議会「統計行政の中・長期構想（答申）」（昭和60年10月25日）
5. _____ 「統計行政の新中・長期構想（答申）」（平成7年3月10日）
6. 府省統計主管部局長等会議「統計行政の新たな展開方向」（平成15年各府省統計主管部局長等会議申し合わせ）
7. 濱砂敬郎「2000年世界人口センサスの動向：ドイツ・欧州を中心に」『統計学』79、2000.
8. _____ 『統計調査環境の実証的研究：日独比較分析』（産業統計研究社）1990
9. 川崎 茂 「政府の統計業務の民間委託について：アメリカの人口センサスを中心として」『統計』55-12、2004
10. 松田芳郎『企業構造の統計的測定方法』（岩波書店）1991
11. 森 博美『統計法規と統計体系』（法政大学出版局）1991
12. 溝口敏行『我が国統計調査の現代的課題』（岩波書店）1992
13. _____ 『日本の統計調査の進化：20世紀における調査の変貌』（溪水社）2003
14. 清水雅彦・宮川幸三『参入・退出と多角化の経済分析：工業統計データに基づく実証理論研究』（慶応義塾大学出版会）2003（慶応義塾大学産業研究所叢書）
15. United Nations, Statistical Office, Department of International Economic and Social Affairs. *Principles and Recommendations for Population and Housing Censuses*. 1980 (Statistical Papers, Series M, No. 67).
16. _____ *National Accounting Practices in Seventy Countries, A supplement to the Yearbook of National Accounts Statistics, 1979, in 3 volumes, (Studies in Methods, Series F. no 26.)* [最近の状況については、総務省統計局統計基準部『諸外国における統計の制度と運用』第24巻（2002年）に詳しい。]
17. United Nations Statistical Commission and Economic Commission for Europe Conference of European Statisticians (Statistical Standards and Studies-No.49),

Recommendations for The 2000 Censuses of Population and Housing in the ECE Region", 1998

18. Eurostat, *Workshop Census 2001:Methods and Content* 1996
19. Anderson, Margo J. & Stephen E. Fienhberg, *Who Counts ? -The politics of Census-Taking in Contemporary America*, Russell Sage Foundation, 1999
20. Dale, Angela: "Safety in Numbers: Confidentiality of Data from Government Statistics" *Significance* v1(1) 2004, pp21-25
21. _____ and Johns Elliot 'Proposals for 2001 Samples of Anonymized Records: An Assessment of Disclosure Risk" *Journal of the Royal Statistics Society (A)* 164(3), 2001,
22. Duncan, Joseph W. and others, *Revolution in United States Government Statistics, 1926-1976*. US Government Printing Office, 1978 [アメリカ合衆国商務省統計基準部報告書]
23. _____ & Andrew C. Gross, *Statistics for the 21st century: Proposals for improving statistics for better decision making*. Irwin Professional Publishing, 1995
24. Ruggles, Richard & Nancy D. Ruggles, *Macro-and Microdata Analysis and their Integration*. Cheltenham, UK and Northampton, MA, USA, Edward Edgar, 1995.